

ワーク・ライフ・バランスに関する取組み内容等

【評価項目及び配点】

I 就労による経済的自立が可能な社会を目指した取組み		10点	配点	取組み チェック
1	ガイドラインの作成など、公正な採用選考を実施するための取組みがある		2	<input type="checkbox"/>
2	インターンシップやトライアル雇用を実施している		2	<input type="checkbox"/>
3	段階に応じた研修の実施など、従業員定着のための取組みがある		2	<input type="checkbox"/>
4	意欲と能力に応じて、パート労働者等が正規雇用へ移行できる制度や取組みがある		2	<input type="checkbox"/>
5	(パートタイム労働法)短時間雇用管理者を選任している(愛知労働局に届出済)		2	<input type="checkbox"/>
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会を目指した取組み		14点	配点	取組み チェック
6	就業規則等を定め、従業員が常に確認することが可能な状態としている		2	<input type="checkbox"/>
7	法令で対象とされる全ての従業員に対し、健康診断を受診させている		2	<input type="checkbox"/>
8	仕事上の悩みやメンタルヘルスについて相談できる体制がある		2	<input type="checkbox"/>
9	ワーク・ライフ・バランスに関して経営方針等でメッセージを発信している		2	<input type="checkbox"/>
10	ノー残業デーを設定するなど長時間労働の抑制のため具体的な措置をとっている		2	<input type="checkbox"/>
11	過去3年間に年次有給休暇の平均取得率が増えている、または、取得率が70%以上である		2	<input type="checkbox"/>
12	従業員の地域活動への積極的な参加を支援・奨励し、活動に必要な特別休暇を取得できる		2	<input type="checkbox"/>
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指した取組み		20点	配点	取組み チェック
13	法令を超えた短時間勤務または短時間正社員制度がある		2	<input type="checkbox"/>
14	テレワークなど在宅勤務ができる制度や取組みがある		2	<input type="checkbox"/>
15	男性の育児休業や育児に関する休暇の取得実績がある		2	<input type="checkbox"/>
16	事業所内保育所の設置や保育施設の利用補助など子育てサービスを提供している		2	<input type="checkbox"/>
17	介護休業や介護に関する休暇の取得実績がある		2	<input type="checkbox"/>
18	定年制を設けていない、または、65歳以上の従業員の就労が可能である		2	<input type="checkbox"/>
19	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント防止のため対策を行っている		2	<input type="checkbox"/>
20	従業員の自己啓発やキャリアアップをサポートする制度や取組みがある		2	<input type="checkbox"/>
21	(育児・介護休業法)職業家庭両立推進者を選任している(愛知労働局に届出済)		2	<input type="checkbox"/>
22	(男女雇用機会均等法)機会均等推進責任者を選任している(愛知労働局に届出済)		2	<input type="checkbox"/>
IV その他		6点	配点	取組み チェック
23	「くるみん認定企業」または「えるぼし認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けている		2	<input type="checkbox"/>
24	本市の「子育て支援企業」または「女性の活躍推進企業」の認定を受けている		2	<input type="checkbox"/>
25	その他、国や都道府県のワーク・ライフ・バランスに関する認定または表彰等を受けている		2	<input type="checkbox"/>
合計			50	

- ◆取り組んでいる項目の取組みチェック欄に☑し、取組内容が分かる資料(就業規則、労働協約等の写し、社内報、パンフレット、写真、届出、認定証等の写しなど)を添付して提出してください。
- ◆制度や取組み及び関係機関への届出等については、原則1年以上前から取り組んでいることがわかる資料を提出してください。
- ◆上記資料の他、法令順守がわかる資料等を提出してください。
- ◆この様式は、市公式ウェブサイトからもダウンロードいただけます。
- ◆審査において、1～25項目の合計が30点以上であることが認証の基準となります。
- ◆回答内容は、企業のPRに活用するために、市公式ウェブサイトなどで公表する場合があります。